

十 十			九 八		七								八							
口 イ 一			振 額 最		払 込 金 額								札 発 行							
札 発 行 及	非 競 争 入 行	入 札 発 行 争 格	価 格 競 争	発 行 価 格	低 額 面 金	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 競 争 入 行	者 第 一 加 場	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行 入 行	非 競 争 入 行	者 第 一 加 場	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行			
厘 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 銭 六	厘 額 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	厘 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 銭 五	平 成 十 七 年 十 月 十 七 日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	六 千 百 五 十 一 億 三 千 五 百 十 二 万	千 円 十 五 億 二 千 九 万 二 千 六	百 円 十 五 億 一 千 九 百 九 十 九 万	千 円 十 五 億 一 千 九 百 九 十 九 万	一 兆 五 千 五 百 三 十 億 二 十 六 万 五	三 百 五 十 一 億 円	付 国 債 に つ て 額 面 金 額 十 億 円	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	十 五 億 千 万 円	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条	付 国 債 に つ て 額 面 金 額 十 億 円	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利

十
三

の 経 利 発 競 加 場 び
払 過 行 争 非 者 特 国
込 利 入 価 者 別 債
み 子 札 格 第 参 市

(一) 年

○・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた第
二式により算出した金額を第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 2}{100 \times 365}$$

十
四

初
期
利
子

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものにつ
ては、前記(一)の算式により算出
た金額から当該金額に百分の二
十を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得する
者が非居住者又は外国人であ
る場合には、前記(一)の算式に
算出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額)を控除
することができる。
平成十八年四月十五日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

平成十七年十月十七日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成十九年十月十五日 利子を支払う。 六月間、各支払期におい

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

す。 次号及び第十六号において規定 する期日について同じ。 銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、